

船橋市病児保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、船橋市病児保育事業実施要綱第 3 条第 1 号に規定する病児対応型・病後児対応型事業（以下、「病児保育事業」という）の利用者のうち、特に生活保護受給者に対して、病児保育事業を行う施設（以下、「病児保育施設」という）が利用者負担額を負担する場合に、病児保育施設が負担した利用者負担額について補助することに関し、船橋市補助金等の交付等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、病児保育事業実施施設とは、船橋市病児保育事業実施要綱第 4 条 2 項に基づき、市長が病児保育事業の実施を委託する病児保育施設とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 この補助金は、生活保護世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯（以下、「対象者」という）が病児保育事業を利用した際に負担する利用料等のうち、船橋市病児保育事業実施要綱第 17 条第 1 項 1 号及び 2 号に規定する金額に相当する額を補助の対象とする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付申請は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 船橋市病児保育事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 対象者が病児保育事業を利用した実績が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請の時期は、当該申請年度における 3 月 31 日までとする。ただし、市長が認める場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、交付の可否を決定し、その旨を病児保育事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）によって、申請者に通知する。

(交付の時期)

第 6 条 前条の規定により申請のあった補助金については、交付決定後に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第 7 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 8 条 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第 9 条 ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

船橋市病児保育事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

住所
団体名
代表者

船橋市病児保育事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

施設名

所在地

交付申請額 円

添付書類

第2号様式

船橋市病児保育事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで交付申請のあった船橋市病児保育事業補助金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。
理由